

指定訪問介護運営規程

act ケアセンター

第1条(事業の目的)

株式会社 act が開設する act ケアセンター(以下「事業所」という)が行う指定訪問介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修修了者(以下「訪問介護員等」という)が、要介護状態または要支援状態にある高齢者(以下「要介護者」という)に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

第2条(指定訪問介護の運営の方針)

事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立

した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたり援助を行う。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条(事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 act ケアセンター
- 二 所在地 岐阜市萱場南 1-15-21 ジ・ラソーレ 201
電話番号 058-214-3580

第4条(職員の職種・員数及び職務内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1人
管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 サービス提供責任者(介護福祉士) 1名以上
サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。
 - ・訪問介護計画書の作成・変更等を行い、利用に係る調整をすること。
 - ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携にすること。
 - ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

三 訪問介護員等 3人以上(常勤換算 2.5人以上)

訪問介護員等は指定訪問介護の提供に当たる。

第 5 条(営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から日曜日までとする。

ただし、12月30日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

なお、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

第 6 条(訪問介護の内容及び利用料金等)

指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

一 身体介護

二 生活援助

2、第 10 条の通常の事業実施地域を超えて行う指定訪問介護に要した

交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。

一 事業実施地域を超えて片道おおむね20キロメートル未満 300円

二 前号の区域から5キロメートル増すごとに150円加算する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名[記名押印]を受けることとする。

第 7 条(キャンセル料)

利用者が正当な理由なくキャンセルした場合は、キャンセル料を徴収する。

ただし、介護予防訪問介護は除く。

時 間	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前日まで	無 料	
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%	

第 8 条(緊急時および事故等における対応方法)

一、訪問介護員等は訪問介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

二、 サービス提供時に、利用者に事故が発生したときは、家族及び関係先に速やかに連絡するとともに、必要な処置をしなければならない。

第 9 条(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、岐阜市、各務原市、山県市、岐南町とする。

第 10 条(その他運営事項についての留意事項)

当事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後6カ月以内
- 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要項目は株式会社 act と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第 11 条(書類保存期間)

書類の保存期間は、記録を整備し、その完結の日から5年間とする。

第 12 条(苦情処理について)

当事業所の訪問介護に関する相談、苦情が生じた時は、速やかに対応するものとする。

(1)受付窓口

当事業所の訪問介護に関する相談、苦情は下記にて受付する。

- 受付担当者 岐阜市萱場南 1-15-21 ジ・ラソーレ 201
act ケアセンター 管理者 武田奈穂
- 受付時間 平日(月曜日から金曜日まで)
午前8時30分～午後5時30分
- 受付電話番号 058-214-3580

或いは、

居住地の市・町介護保険担当課
岐阜県国民健康保険団体連合会

(2)処理体制・手順

受付担当者は、サービス提供責任者に連絡するとともに、検討会議を行い、速やかに対応するものとする。

(3)再発防止

再発を防止するために、苦情情報を分析し、根本原因を把握し、再発の防止に努める。

第 13 条(職場におけるハラスメントの防止)

一、事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 14 条(虐待防止に関する事項)

一 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

二 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。

三 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

四 事業所において、介護職員その他の従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

五 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

第 15 条 (感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置 ・事業所は、当事業所において感染症(又は食中毒)が発生し、又はまん延しないよう に、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。一 事業所における感染症(及び食中毒)の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症(及び食中毒)の予防及びまん延の防止のための指針を整 備すること。三 事業所において、従業員に対し、感染症(及び食中毒)の予防及びまん延の防止 のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第 16 条(業務継続計画の策定等)

(1)事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

(2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び 訓練を定期的実施しなければならない。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更 を行うものとする。

第17条（身体拘束等の禁止）

事業者は、サービス提供にあたり身体拘束その他契約者の行動を制限する行為を行いません。ただし、契約者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 2 前項ただし書きの規定に基づき身体拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちに、 その日時、態様、契約者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録書等に記録します。

附 則

この規程は、平成 30 年 3 月 1日から施行する
この規程は、平成 30 年 5 月 11日から施行する
この規定は、平成 31 年 4 月 1日から施行する。
この規定は、令和 3 年 4 月 1日から施行する。
この規定は、令和 6 年 4 月 1日から施行する。
この規定は、令和7年4月 1日から施行する。